

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

目次

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）

改正案	現行
<p>（法第十五条の三第五項の規定による納付金の納付の手續等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十五条の三第五項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する情報通信研究開発基金の額のうち機構が当該情報通信研究開発基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第五項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により法第十五条の三第五項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 法第十五条の三第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第二条 法第十七条第四項</p> <p>勘定及び出資勘定における同項 の政令で定めるところにより計算した額（第七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項に規定する残余の額</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十六条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定における法第十七条第四項の政令で定めるところにより計算した額（第六条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項に規定する残余の額</p> <p>（新設）</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p>

に百分の九十を乗じて得た額とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第三条 機構は、法第十七条第一項

に規定する債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（同項）に規定する債務保証勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 機構は、法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定及び出

資勘定において、期間最後の事業年度に係る同条第五項の規定による整理を行った後、同項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（同条第四項に規定する出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、

に百分の九十を乗じて得た額とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）

は、法第十六条に規定する債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（法第十六条に規定する債務保証勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (同上)

2 機構は、法第十六条

に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、期間最後の事業年度に係る法第十七条第五項の規定による整理を行った後、同項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（法第十六条に規定する出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、

同条第六項 の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令(法第十七条第一項に規定する債務保証勘定及び同条第四項に規定する出資勘定に係るものについては、総務省令・財務省令)で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第四条 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付期限)

第五条 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第六条 国庫納付金は、一般会計(法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定における国庫納付金にあつては、財政投融資特別会計の投資勘定)に帰属する。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第七条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第五条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

附則

(削る)

法第十七条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (同上)

3 前二項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令(法第十六条 出資勘定に係るものについては、総務省令・財務省令)で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第三条 (同上)

2 (同上)

(国庫納付金の納付期限)

第四条 (同上)

(国庫納付金の帰属する会計)

第五条 国庫納付金は、一般会計(法第十六条 に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定における国庫納付金にあつては、財政投融資特別会計の投資勘定)に帰属する。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第六条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第三条第一項及び第四条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

附則

(法附則第十二条第四項の規定による納付金の納付の手続等)

第三条 機構は、法附則第十二条第四項の規定による命令を受けたとき

<p>(削る)</p>	<p>は、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金の額のうち機構が当該革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第四項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により法附則第十二条第四項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 法附則第十二条第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>(法附則第十二条第五項の規定による納付金の納付の手續等)</p> <p>第四条 第三条(第一項ただし書を除く。)及び第四条の規定は、法附則第十二条第五項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第三条第一項及び第四条中「当該期間最後の」とあるのは、「令和五年四月一日に始まる」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法附則第十二条第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p>
<p>(削る)</p>	
<p>(削る)</p>	
<p>(削る)</p>	